

【参照条文】

○所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）抄

（給与所得）

第二十八条（略）

2（略）

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（当該金額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円）

二～五（略）

4（略）

（基礎控除）

第八十六条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円

二 その居住者の合計所得金額が二千四百万を超え二千四百五十万円以下である場合 三十二万円

三 その居住者の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十六万円

2 前項の規定による控除は、基礎控除という。

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）抄

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一（略）

2・3（略）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5・6（略）

○自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）抄

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三（略）

四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合